

財関第407号
平成20年4月11日

(各)税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

関税法基本通達等の一部改正等について

生糸の輸入に係る調整等に関する法律(昭和26年法律第310号)の廃止に伴い、
関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正等し、平成20年4月11日から実施
することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第2 生糸の輸入に係る調整等に関する法律に基づく生糸の輸入通関手続きに
ついて(平成15年9月30日財関第1027号)を廃止する。